

都税の納付方法

○窓口での納付

- 都税事務所・都税支所・支庁
- 金融機関・郵便局（一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。）
- コンビニエンスストア
 - ・1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。

ー利用可能なコンビニエンスストアー（50音順）

くらしハウス スリーエイト 生活彩家 セブン・イレブン デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア
ファミリーマート ポプラ ミニストップ ヤマザキスペシャルパートナーショップ ヤマザキデイリーストア
ローソン MMK設置店*（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末及び金融機関内端末は除く。）

*「MMK設置店」とは、MMK（マルチメディアキオスク）端末が設置されているコンビニエンスストアやドラッグストア等の店舗を表します。収納可能な店舗には、「MMK設置店」のステッカー（右図）が店頭に表示されています。

各種料金お支払い出来ます

MMK 設置店

公共料金・通信料・通信代金等 収納受付可能店 www.sis.tokyo-met.go.jp

○スマートフォン決済アプリによる納付

(1)バーコード読み取り方式の場合

- ・スマートフォン決済アプリの請求書の支払いサービスを使用して、納付書のバーコードを読み取るにより納付することができます。
- ・利用可能なスマートフォン決済アプリは、以下のアプリです。
au PAY、d払い、J-Coin Pay、PayB、PayPay、モバイルレジ、楽天銀行アプリ、楽天ペイ
- 使用できる納付書
 - ・1枚当たりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
- 注意事項
 - ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・都税支所・支庁・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。
 - ・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 - ・PayPayによる納付はPayPayマネーのみが対象のため、本人確認後にチャージする必要があります。

(2) QRコード読み取り方式の場合

- ・スマートフォン決済アプリのQRコード読み取り機能を使用して、納付書に印字された地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るにより納付することができます。

- 利用可能なスマートフォン決済アプリ及び各スマートフォン決済アプリの上限金額は地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」をご確認ください。

URL : <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>



地方税お支払サイト

- 使用できる納付書

地方税統一QRコード(eL-QR)が印字された納付書に限ります。

※都税事務所等にて新たに発行した納付書や、納税者が自ら作成・印刷する納付書等にはeL-QRが印字されません。

※アプリによっては利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。

- 注意事項

- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、都税事務所・都税支所・支庁・金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアで納付してください。
- ・納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。
- ・PayPayによる納付はPayPayマネーのみが対象のため、本人確認後にチャージする必要があります。

○地方税お支払サイトからのクレジットカード納付

- ・パソコンやスマートフォン等から、地方税お支払サイトにアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じたシステム利用料がかかります。)。詳しくは、地方税お支払サイトをご覧ください。

●クレジットカードで納付できる主な税目

- ・自動車税種別割、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)*、固定資産税(償却資産)*、不動産取得税、個人の事業税
なお、法人の都民税・法人の事業税等の申告税目については、以下の場合に限り、クレジットカード納付できます。

①eLTAXから発行された納付情報を基に、eLTAX上でクレジットカード納付する場合

②事前に申告済で、都税事務所等で発行された納付書の納付情報を基に、地方税お支払サイト上でクレジットカード納付する場合

*23区内に所在する資産が対象です。

●注意事項

- ・税額が1,000万円未満の納付書又はeLTAXにより納付情報を発行した場合に限り、クレジットカードで納付できます。
- ・税額のほかに、税額に応じたシステム利用料(最初の1万円までは37円、以降税額が1万円増えるごとに75円が加算されます(消費税別。))がかかります。
- ・納付手続きが完了すると、納付の取消しやシステム利用料の返金はできません(税額が還付される場合でも、システム利用料は返金できません。)
- ・都税事務所・都税支所・支庁・金融機関等の窓口やコンビニエンスストアではクレジットカードは利用できません。その他、地方税お支払サイトに記載されている注意事項をご確認の上、ご利用ください。

地方税お支払サイト

検索



地方税お支払サイト

○ペイジー(Pay-easy)納付(金融機関・郵便局の(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング)

- ・①(ペイジーマーク)の付いている都税の納付書をお持ちの場合、②eLTAXによる電子納税サービスをご利用の場合*に納付できます。
- ・領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、納付書を持参の上、金融機関等の窓口又はコンビニエンスストアでご納付ください。なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
- ・システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳細は東京都主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。
- *eLTAXによる電子納税サービスは、eLTAXで電子申告を行った法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税、事業所税(23区内)、都民税(利子割、配当割、株式等譲渡所得割)、都たばこ税、ゴルフ場利用税、宿泊税、軽油取引税の納付及び法人の事業税・特別法人事業税・地方法人特別税・法人の都民税の見込・みなし納付について利用できます。

○口座振替

- ・口座振替が利用できる都税は、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)*、固定資産税(償却資産)*、個人の事業税です。
*23区内に所在する資産が対象です。なお、随時課税分については、口座振替の利用はできません。
- ・お申込みは、「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。
専用サイト(https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/tozei_nouzei/web_kouzafurikae)よりお申し込みください。

都税 Web口座振替

検索



- ・その他の申込方法や詳細については、東京都主税局ホームページ(<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>)の「都税Q&A」や「税金の支払い」をご確認ください。
- ・お問合せは、主税局徴収部納税推進課(☎(03)3252-0955 平日9時～17時)までご連絡ください。

○納税の猶予制度

納税が困難な場合は、所管の都税事務所等にご相談ください。

■不動産と都税の減免

納税者や課税対象に特別な事情があるときには、都税の減免が認められる場合があります。

不動産取得税

- 都市再開発法に基づく権利変換手続により不動産を取得したとき
- 取得した不動産がその不動産取得税の納期限までに災害等により滅失・損壊したとき又は滅失・損壊した不動産に代わる不動産を災害等の後3年以内に取得したとき
- 公共事業による立退きで、一定期間内に代わりの家屋を取得したとき
- 土地区画整理法による土地区画整理事業に伴い、一定期間内に代わりの家屋を取得したとき
など

(注)「東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免」については、7ページをご覧ください。

固定資産税・都市計画税(23区内)

- 生活保護法により生活扶助等を受けている方が固定資産を所有しているとき
- 相続税法の規定により所有する固定資産を物納したとき
- 災害等により固定資産が滅失又は甚大な損害を受けたとき

- 賦課期日(1月1日)後に、固定資産を国等へ無償で所有権移転したとき又は国等が無償で公用若しくは公共の用に供し始めたとき(有料で借り受けて使用する場合を除く。) など

(注1)「小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税の減免」については18ページをご覧ください。

(注2)「不燃化特区内における老朽住宅除却後の土地に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、19ページをご覧ください。

(注3)「耐震化のための建替え又は改修を行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、23、24ページをご覧ください。

(注4)「不燃化特区内において不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の減免」については、24、25ページをご覧ください。

事業所税(23区内)

- 災害等により事業所用家屋が滅失又は甚大な損害を受けたとき など

個人の事業税

- 災害等により事業用資産や住宅等が滅失又は甚大な損害を受けたとき など

都税についての減免の手続

減免を受けようとする方は、原則として納期限までに都税事務所・都税支所・支庁に、必要書類を添付して減免申請書を提出することが必要です。

令和7年度税制改正等のあらまし (不動産関係のうち主なものを抜粋)

所得税・住民税

- 住宅ローン減税について、子育て世帯等の借入限度額の上乗せ及び床面積要件の緩和措置を令和7年も引き続き実施する。
- 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除について、子育て対応改修工事に係る特例措置を令和7年も引き続き実施する。

不動産取得税

- 宅地建物取引業者が取得した既存住宅及び当該既存住宅の用に供する土地について、一定の増改築等を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすもの等として個人に販売し、自己の居住の用に供された場合に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長する。

登録免許税

- 相続に係る所有権の移転登記等に対する免税措置の適用期限を令和9年3月31日まで2年延長する。

贈与税

- 事業承継税制(非上場株式等に係る納税猶予の特例制度及び個人の事業用資産に係る納税猶予制度)における役員就任要件等について、贈与の直前において(改正前：贈与の日まで引き続き3年以上)役員等である

こととする。

<都税条例等の改正>

- 固定資産税・都市計画税(23区内)に関する軽減措置について、以下のとおり継続する。

小規模住宅用地に対する都市計画税の軽減措置	令和7年度
小規模非住宅用地に対する減免措置	
商業地等に対する負担水準の上限引下げ措置	



■官公庁のご案内

都税事務所(23区内)

令和7年6月1日現在

千代田	〒101-8520 千代田区内神田2-1-12	☎(03)3252-7141
中央	〒104-8558 中央区新富2-6-1	☎(03)3553-2151
港	〒106-8560 港区麻布台3-5-6	☎(03)5549-3800
新宿	〒160-8304 新宿区西新宿7-5-8	☎(03)3369-7151
文京	〒112-8550 文京区春日1-16-21	☎(03)3812-3241
台東	〒111-8606 台東区雷門1-6-1	☎(03)3841-1271
墨田	〒130-8608 墨田区業平1-7-4	☎(03)3625-5061
江東	〒136-8533 江東区大島3-1-3	☎(03)3637-7121
品川	〒140-8716 品川区広町2-1-36	☎(03)3774-6666
目黒	〒153-8937 目黒区上目黒2-19-15	☎(03)5722-9001
大田	〒144-8511 大田区新蒲田1-18-22	☎(03)3733-2411
世田谷	〒154-8577 世田谷区若林4-22-13	☎(03)3413-7111
渋谷	〒151-8546 渋谷区千駄ヶ谷4-3-15	☎(03)5422-8780
中野	〒164-0001 中野区中野4-6-15	☎(03)3386-1111
杉並	〒166-8502 杉並区成田東5-39-11	☎(03)3393-1171
豊島	〒171-8506 豊島区西池袋1-17-1	☎(03)3981-1211

北	〒114-8517 北区上十条2-27-1	☎(03)3908-1171
荒川	〒116-8586 荒川区西日暮里2-25-1	☎(03)3802-8111
板橋	〒173-8510 板橋区大山東町44-8	☎(03)3963-2111
練馬	〒176-8511 練馬区豊玉北6-13-10	☎(03)3993-2261
足立	〒123-8512 足立区西新井栄町2-8-15	☎(03)5888-6211
葛飾	〒124-8520 葛飾区立石5-13-1	☎(03)3697-7511
江戸川	〒132-8551 江戸川区中央4-24-19	☎(03)3654-2151

都税証明郵送受付センター

都税の証明等を郵送にて申請される場合は、都税証明郵送受付センターへお送りください。

郵送時の送付先

〒112-8787

東京都文京区春日1-16-21 都税証明郵送受付センター

取り扱う証明や申請に必要な書類等の詳細は、33ページをご覧ください。

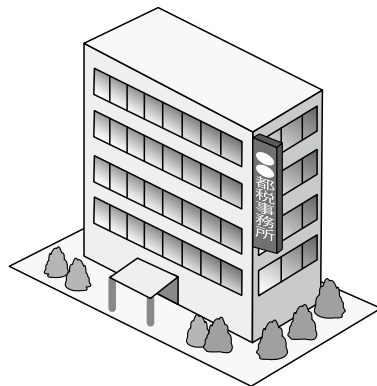


(都税事務所等一覧)

都税事務所(多摩地域)

令和7年6月1日現在

八王子都税事務所		〒192-8611 八王子市明神町3-19-2 ☎(042)644-1111	八王子市、 青梅市、 町田市、 日野市、 福生市、 多摩市、 稲城市、羽村市、 あきる野市、 瑞穂町、 日の出町、 檜原村、 奥多摩町
	青梅都税支所	〒198-0036 青梅市河辺町6-4-1 ☎(0428)22-1152	
	町田都税支所	〒194-8540 町田市中町1-31-12 ☎(042)728-5111	
立川都税事務所		〒190-0022 立川市錦町4-6-3 ☎(042)523-3171	立川市、 武蔵野市、 三鷹市、府中市、 昭島市、調布市、 小金井市、小平市、 東村山市、 国分寺市、 国立市、狛江市、 東大和市、清瀬市、 東久留米市、 武蔵村山市、 西東京市
	府中都税支所	〒183-8549 府中市宮西町1-26-1 ☎(042)364-2288	
	小平都税支所*	〒187-8533 小平市花小金井1-6-20 ☎(042)464-0070	



* 令和7年度中に移転予定です。詳細が決まりましたら、東京都主税局ホームページでご案内いたします。

(注) 都税支所では、以下の窓口業務を行っています。

- 都税の納税受付
- 各種申告書・申請書の受付
- 納税証明等の発行
- 納付書の発行
- 都税に関する一般的な相談 など



支庁(島しょ)

令和7年6月1日現在

大 島	〒100-0101 大島町元町字オンダシ222-1 ☎(04992)2-4423 ※税務担当直通	大島町、利島村、新島村、神津島村
三 宅	〒100-1102 三宅島三宅村伊豆642 ☎(04994)8-5013 ※行政担当直通	三宅村、御蔵島村
八 丈	〒100-1492 八丈島八丈町大賀郷2466-2 ☎(04996)2-4511 ※税務担当直通	八丈町、青ヶ島村
小 笠 原	〒100-2101 小笠原村父島字西町 ☎(04998)2-3230 ※行政担当直通	小笠原村

区役所

令和7年6月1日現在

千 代 田	〒102-8688 千代田区九段南1-2-1 ☎(03)3264-2111
中 央	〒104-8404 中央区築地1-1-1 ☎(03)3543-0211
港	〒105-8511 港区芝公園1-5-25 ☎(03)3578-2111
新 宿	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(03)3209-1111
文 京	〒112-8555 文京区春日1-16-21 ☎(03)3812-7111
台 東	〒110-8615 台東区東上野4-5-6 ☎(03)5246-1111
墨 田	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20 ☎(03)5608-1111
江 東	〒135-8383 江東区東陽4-11-28 ☎(03)3647-9111
品 川	〒140-8715 品川区広町2-1-36 ☎(03)3777-1111
目 黒	〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 ☎(03)3715-1111
大 田	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ☎(03)5744-1111
世 田 谷	〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 ☎(03)5432-1111

渋 谷	〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1 ☎(03)3463-1211
中 野	〒164-8501 中野区中野4-11-19 ☎(03)3389-1111
杉 並	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 ☎(03)3312-2111
豊 島	〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 ☎(03)3981-1111
北	〒114-8508 北区王子本町1-15-22 ☎(03)3908-1111
荒 川	〒116-8501 荒川区荒川2-2-3 ☎(03)3802-3111
板 橋	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1 ☎(03)3964-1111
練 馬	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 ☎(03)3993-1111
足 立	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 ☎(03)3880-5111
葛 飾	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1 ☎(03)3695-1111
江 戸 川	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 ☎(03)3652-1151

市役所

令和7年6月1日現在

八 王 子	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1	☎(042)626-3111
立 川	〒190-8666 立川市泉町1156-9	☎(042)523-2111
武 蔵 野	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28	☎(0422)51-5131
三 鷹	〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1	☎(0422)45-1151
青 梅	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1	☎(0428)22-1111
府 中	〒183-8703 府中市宮西町2-24	☎(042)364-4111
昭 島	〒196-8511 昭島市田中町1-17-1	☎(042)544-5111
調 布	〒182-8511 調布市小島町2-35-1	☎(042)481-7111
町 田	〒194-8520 町田市森野2-2-22	☎(042)722-3111
小 金 井	〒184-8504 小金井市本町6-6-3	☎(042)383-1111
小 平	〒187-8701 小平市小川町2-1333	☎(042)341-1211
日 野	〒191-8686 日野市神明1-12-1	☎(042)585-1111
東 村 山	〒189-8501 東村山市本町1-2-3	☎(042)393-5111

国 分 寺	〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18	☎(042)325-0111
国 立	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1	☎(042)576-2111
福 生	〒197-8501 福生市本町5	☎(042)551-1511
狛 江	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5	☎(03)3430-1111
東 大 和	〒207-8585 東大和市中央3-930	☎(042)563-2111
清 瀬	〒204-8511 清瀬市中里5-842	☎(042)492-5111
東久留米	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1	☎(042)470-7777
武蔵村山	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1	☎(042)565-1111
多 摩	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1	☎(042)375-8111
稲 城	〒206-8601 稲城市東長沼2111	☎(042)378-2111
羽 村	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1	☎(042)555-1111
あきる野	〒197-0814 あきる野市二宮350	☎(042)558-1111
西 東 京	〒188-8666 西東京市南町5-6-13	☎(042)464-1311

町村役場

令和7年6月1日現在

瑞 穂 町	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335	☎(042)557-0501
日の出町	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780	☎(042)597-0511
檜 原 村	〒190-0212 西多摩郡檜原村467-1	☎(042)598-1011
奥多摩町	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川215-6	☎(0428)83-2111
大 島 町	〒100-0101 大島町元町1-1-14	☎(04992)2-1465 ※税務課直通
利 島 村	〒100-0301 利島村248	☎(04992)9-0011
新 島 村	〒100-0402 新島村本村1-1-1	☎(04992)5-0240

神津島村	〒100-0601 神津島村904	☎(04992)8-0011
三 宅 村	〒100-1212 三宅島三宅村阿古497 (臨時庁舎)	☎(04994)5-0981
御蔵島村	〒100-1301 御蔵島村字入かねが沢	☎(04994)8-2121
八 丈 町	〒100-1498 八丈島八丈町大賀郷2551-2	☎(04996)2-1122 ※税務課直通
青ヶ島村	〒100-1701 青ヶ島村無番地	☎(04996)9-0111
小笠原村	〒100-2101 小笠原村父島字西町	☎(04998)2-3111

税務署

令和7年6月1日現在

署 名	担 当 区 域	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
麹 町	千代田区のうち麹町地区	102-8311	千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎1階・2階	(03)3221-6011
神 田	千代田区のうち神田地区	101-8464	千代田区神田錦町3-3	(03)4574-5596
日 本 橋	中央区のうち日本橋地区	103-8551	中央区日本橋堀留町2-6-9	(03)3663-8451
京 橋	中央区のうち京橋地区	104-8557	中央区新富2-6-1	(03)4434-0011
芝	港区のうち芝地区・ 東京都のうち大島町、利島村、新島村、神津島村、 三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	108-8401	港区芝5-8-1	(03)3455-0551
麻 布	港区のうち麻布・赤坂地区	106-8630	港区西麻布3-3-5	(03)3403-0591
四 谷	新宿区のうち四谷・牛込地区	160-8530	新宿区四谷三栄町7-7	(03)3359-4451
新 宿	新宿区のうち新宿地区	169-8561	新宿区北新宿1-19-3	(03)6757-7776
小 石 川	文京区のうち小石川地区	112-8558	文京区春日1-4-5	(03)3811-1141
郷	文京区のうち本郷地区	113-8459	文京区西片2-16-27	(03)3811-3171
東 京 上 野	台東区のうち下谷地区	110-8607	台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎	(03)3821-9001
浅 草	台東区のうち浅草地区	111-8602	台東区蔵前2-8-12	(03)3862-7111
本 所	墨田区のうち本所地区	130-8686	墨田区業平1-7-2	(03)3623-5171
向 島	墨田区のうち向島地区	131-8509	墨田区東向島2-7-14	(03)3614-5231
江 東 西	江東区のうち城東地区を除く地区	135-8311	江東区猿江2-16-12	(03)3633-6211
江 東 東	江東区のうち城東地区	136-8505	江東区亀戸2-17-8	(03)3685-6311
品 川	品川区のうち品川・大崎・大井・八潮地区	108-8622	港区高輪3-13-22	(03)3443-4171
荏 原	品川区のうち荏原地区	142-8540	品川区中延1-1-5	(03)3783-5371
目 黒	目黒区	153-8633	目黒区中目黒5-27-16	(03)3711-6251
大 森	大田区のうち大森地区	143-8565	大田区中央7-4-18	(03)3755-2111
雪 谷	大田区のうち調布地区	145-8506	大田区雪谷大塚町4-12	(03)3726-4521
蒲 田	大田区のうち蒲田地区	144-8556	大田区蒲田本町2-1-22	(03)3732-5151
世 田 谷	世田谷区のうち中央部地区	154-8523	世田谷区若林4-22-13 世田谷合同庁舎3階・4階	(03)6758-6900
北 沢	世田谷区のうち北部地区	156-8555	世田谷区松原6-13-10	(03)3322-3271
玉 川	世田谷区のうち玉川地区	158-8601	世田谷区玉川2-1-7	(03)3700-4131
渋 谷	渋谷区	150-8333	渋谷区宇田川町1-10 渋谷地方合同庁舎	(03)3463-9181

○国税に関するご質問や相談は、国税庁ホームページでチャットボット(ふたば)やタックスアンサーをご利用いただくか、ナビダイヤル(0570-00-5901)に電話をおかけいただき、電話相談センターをご利用ください。

令和7年6月1日現在

署 名	担 当 区 域	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
中 野	中野区	164-8566	中野区中野2-24-11 住友不動産中野駅前ビル6階	(03)3387-8111
杉 並	杉並区のうち阿佐谷・高円寺地区	166-8501	杉並区成田東4-15-8	(03)3313-1131
荻 窪	杉並区のうち荻窪地区	167-8506	杉並区荻窪5-15-13	(03)3392-1111
豊 島	豊島区	171-8521	豊島区西池袋3-33-22	(03)3984-2171
王 子	北区	114-8560	北区王子3-22-15	(03)3913-6211
荒 川	荒川区	116-8588	荒川区西日暮里6-7-2	(03)3893-0151
板 橋	板橋区	173-8530	板橋区大山東町35-1	(03)3962-4151
練 馬 東	練馬区の一部	176-8503	練馬区栄町23-7	(03)6371-2332
練 馬 西	練馬区の一部	178-8624	練馬区東大泉7-31-35	(03)3867-9711
足 立	足立区のうち千住・綾瀬地区	120-8520	足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎	(03)3870-8911
西 新 井	足立区のうち西新井地区	123-8501	足立区栗原3-10-16	(03)3840-1111
葛 飾	葛飾区	124-8560	葛飾区立石8-31-6	(03)3691-0941
江 戸 川 北	江戸川区の一部	132-8668	江戸川区平井1-16-11	(03)3683-4281
江 戸 川 南	江戸川区の一部	134-8567	江戸川区清新町2-3-13	(03)5658-9311
八 王 子	八王子市	192-8565	八王子市明神町4-21-3	(042)697-6221
立 川	立川市、昭島市、国分寺市、 国立市、東大和市、武蔵村山市	190-8565	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎	(042)523-1181
武 蔵 野	武蔵野市、三鷹市、小金井市	180-8522	武蔵野市吉祥寺本町3-27-1	(0422)53-1311
青 梅	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡	198-8530	青梅市東青梅4-13-4	(0428)22-3185
武 蔵 府 中	府中市、調布市、狛江市	183-8548	府中市本町4-2	(042)362-4711
町 田	町田市	194-8567	町田市中町3-3-6	(042)728-7211
日 野	日野市、多摩市、稲城市	191-8520	日野市万願寺6-36-2	(042)585-5661
東 村 山	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市	189-8555	東村山市本町1-20-22	(042)394-6811

○国税に関するご質問や相談は、国税庁ホームページでチャットボット(ふたば)やタックスアンサーをご利用いただくか、ナビダイヤル(0570-00-5901)に電話をおかけいただき、電話相談センターをご利用ください。

東京法務局(本局・支局・出張所)

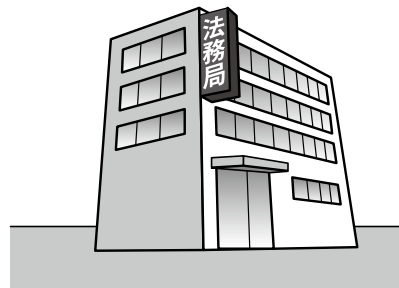
令和7年6月1日現在

庁 名	所 在 地	電 話 番 号
本 局	千代田区九段南 〒102-8225 1-1-15(九段第2合同庁舎)	(03)5213-1234(代) (03)5213-1330(不動産登記) (03)5213-1337(商業・法人登記)
登記電話案内室*		(03)5318-0261
八王子支局	〒192-0046 八王子市明神町4-21-2 (八王子地方合同庁舎1・2階)	(042)631-1377
府 中 支 局	〒183-0052 府中市新町2-44	(042)335-4753
西多摩支局	〒197-0004 福生市南田園3-61-3	(042)551-0360
港 出張所	〒106-8654 港区東麻布2-11-11	(03)3586-2181
台 東 〃	〒110-8561 台東区台東1-26-2	(03)3831-0625
墨 田 〃	〒130-0024 墨田区菊川1-17-13	(03)3631-1408
品 川 〃	〒140-8717 品川区広町2-1-36 (品川区総合庁舎)	(03)3774-3446
城 南 〃	〒146-8554 大田区鶴の木2-9-15	(03)3750-6651
世田谷 〃	〒154-8531 世田谷区若林4-22-13 (世田谷合同庁舎2階)	(03)5481-7519
渋谷 〃	〒150-8301 渋谷区宇田川町1-10 (渋谷地方合同庁舎)	(03)3463-7671
新 宿 〃	〒169-0074 新宿区北新宿1-8-22	(03)3363-7385
中 野 〃	〒165-8588 中野区野方1-34-1	(03)3389-3379

* 登記申請に関する一般的な手続の案内は、事前予約制となっておりますので、登記電話案内室にお電話をお願いします。

庁 名	所 在 地	電 話 番 号
杉 並出張所	〒167-0035 杉並区今川2-1-3	(03)3395-0255
板 橋 〃	〒173-0004 板橋区板橋1-44-6	(03)3964-5385
豊 島 〃	〒171-8507 豊島区池袋4-30-20 (豊島地方合同庁舎)	(03)3971-1616
北 〃	〒114-8531 北区王子6-2-66	(03)3912-2608
練 馬 〃	〒179-8501 練馬区春日町5-35-33	(03)5971-3681
江戸川 〃	〒132-8585 江戸川区中央1-16-2	(03)3654-4156
城 北 〃	〒124-8502 葛飾区小菅4-20-24	(03)3603-4305
町 田 〃	〒194-0022 町田市森野2-28-14 (町田地方合同庁舎)	(042)722-2414
田 無 〃	〒188-0011 西東京市田無町4-16-24	(042)461-1130
立 川 〃	〒190-8524 立川市緑町4-2 (立川地方合同庁舎6階)	(042)524-2716

(注) 上記のうち供託取扱庁は、本局、八王子支局、府中支局及び西多摩支局です。



■税金に関するご相談は

電話・面談等

<都 税>

○都税事務所の相談コーナー(79、80ページ参照)

○主税局都税相談コーナー ☎(03)5388-2925

新宿区西新宿2-8-1(都庁第一本庁舎22階南側)

<国 税>

○国税に関するご質問やご相談は、国税庁ホームページでチャットボット(ふたば)やタックスアンサーをご利用いただくか、ナビダイヤル(0570-00-5901)に電話をおかけいただき、電話相談センターをご利用ください。

○税務署にご用の方は、所轄の税務署(83、84ページ参照)に電話をおかけいただき、自動音声案内に従い、「2」番を選択して事前予約の上ご来署ください。予約のないご相談には対応できない場合があります。

出版物

○東京都主税局発行

「あなたと都税」、「ガイドブック都税」、「不動産と税金」
「外国語版ガイドブック都税」(英語・中国語・韓国語)
(注)都税事務所、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)で無料配布しています。

○公益財団法人東京税務協会発行

「地方税ミニガイド2025」(価格:500円(税込))
(注)お問合せは、(公財)東京税務協会(☎(03)3228-7998)まで

○国税庁発行

「暮らしの税情報」

(注)税務署で無料配布しているほか、国税局ホームページでダウンロードできます。

ホームページ

<都 税>東京都主税局ホームページ

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

<国 税>国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

■その他の不動産に関するご相談は

●賃貸住宅に関する相談、不動産取引の事前相談→賃貸ホットライン

住宅政策本部不動産課内 ☎(03)5320-4958

●不動産取引(売買・賃貸)のうち、宅地建物取引業法の

規制対象となる内容についての相談→指導相談担当

住宅政策本部不動産課内 ☎(03)5320-5071

●宅地建物取引業者が関与する不動産取引紛争の民事上の法律

相談(弁護士相談・面談予約制)→東京都不動産取引特別相談室

住宅政策本部不動産課内 ☎(03)5320-5015(予約受付)

●新・増・改築をするときの建築確認の申請

区役所(81ページ参照)の建築課

多摩建築指導事務所

建築指導第一課(立川合同庁舎)☎(042)548-2044

建築指導第二課(小平合同庁舎)☎(042)464-2154

建築指導第三課(青梅合同庁舎)☎(0428)23-3423

八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調

布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、西東京

市内での建築確認の申請は市役所(82ページ参照)

の建築指導課又は建築開発審査課

[illegible]

[illegible]

不動産と税金 2025 (令和7年度版)

令和7年6月発行

印刷番号 (6) 85

編集・発行

東京都主税局総務部総務課

〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話(都庁代表) 03(5321)1111

電話(ダイヤルイン) 03(5388)2925

印

刷

有限会社千歳タイプレス



東京都主税局

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>



石油系溶剤を
含まないインキを
使用しています。



リサイクル適性
この包装物は、資源物の場へ
リサイクルできます。